

## 第5回(仮称)対馬市市民基本条例検討委員会ワーキング部会

日 時 平成23年5月13日(金) 14:00~16:00

場 所 峰地域活性化センター2階 第1会議室

出 欠 委員：16名 事務局：2名

(欠席委員：豊田委員、神宮委員、阿比留(保)委員、三宅委員、糸瀬委員)

会議次第

### 1. 開 会

### 2. 部会長挨拶

### 3. (仮称)対馬市市民基本条例(たたき台)の修正について

○第6回検討委員会に提出した「対馬市市民基本条例のたたき台」が第4回ワーキング部会において配布した内容と変更が合っているため、変更箇所の説明を事務局より行った。

(変更箇所)

- ・第3条(定義)に「子ども」の定義付けを追加。
- ・第6条(市民の権利)第4号中の「満20歳未満の青少年及び子ども」を「子ども」に変更。
- ・第7章国際交流の推進、第8章自然環境との共生によるまちづくりを追加。  
(アンケート結果等も踏まえ、対馬市の地域性、独自性を出すため、検討会委員長と協議の上、追加。)

### 4. 第6回(仮称)対馬市市民基本条例検討委員会の検討状況について

【ワーキング部会の役割・位置づけを事務局より説明】

- ・ワーキング部会は検討委員会規約第7条により、条例案の作成に必要な調査及び検討を効率的に行うために設置されている。
- ・今後のワーキング部会の進め方については、検討委員会での条例案の検討状況を報告しながら、検討後の条例案たたき台で支障がないかをワーキング部会で議論し、必要な事項については、検討委員会にワーキング部会としての意見を挙げていく方向で進める。

【本日の条例案たたき台の検討の進め方を事務局より説明。】

- ・検討委員会では、条例案たたき台の章ごとに事務局より説明し、検討を行っている。ワーキング部会についても、章ごとに検討委員会の検討状況、結果の説明を行いながら、ワーキング部会の意見を取りまとめていきたい。
- ・第6回検討委員会では、第4章まで説明をし、第14条までの検討が終わっているので、本日は14条まで協議、検討を行っていく。
- ・前回のワーキング部会で、いくつかの意見が出されており、協議する時間がなかったので、本日の意見と併わせて、後段で検討委員会に挙げるかどうか協議したい。

【条例案たたき台第1章の検討委員会の検討状況を事務局より説明】

○第2条について

(検討委員会)

- ・最高規範という表現が難しい。
- ・条例文の構成について、目的→最高規範性→定義の順番はおかしいのではないか。

○第3条について

(検討委員会)

- ・第8条「子どもの育成」で、子どもとは誰を指すのかわからないので、定義に入れた方がよいのではないか。

(ワーキング部会の意見)

- ・(1)で市民の定義を定めているのに、(2)に“20歳未満の**市民**”という言葉を使うのはよいのか。
- ・子供とは誰を指すのかという位置づけであり、区別し、わかりやすくするために定義づけしている。
- ・以前の条文の方がわかりやすい。
- ・第8条の中で「子どもの育成」にあるので、わざわざ定義しなくてもよいのではないか。18歳で結婚できるのに子どもの定義を20歳とする意味はなにか。
- ・第8条の“**青少年**”“**子ども**”とはどの年代の子を指すのか。  
定義のとおり20歳とした場合、高校生を卒業した者にまで育成を入れる必要があるのかにあやかる必要はあるのか。18歳未満でよくないか。  
条文の下に「以下—という。」という風にすれば、定義に入れる必要はなくなる。
- ・小学校・中学校・高校までをさすのではないか。  
※県条例等を参考しながら、青少年の定義を事務局で調査する。

【条例案たたき台第2章の検討委員会の検討状況を事務局より説明】

○第4条及び第5条

(ワーキング部会)

特段の意見無し

○第6条について

(ワーキング部会)

- ・第1項～第3項までは、「市民は一。」となっているが、第4項だけ「子どもは一。」になっているのは不自然であり、第6条については以前の条文の方が自然である。

○第7条について

(ワーキング部会)

- ・あまりにも抽象的で何をすればよいかわからない。  
事務局：第7条だけをみたらわからないが、第3条で“まちづくり”が定義づけられている。
- ・市民が主役なのだからもう少しわかりやすくした方がよいのではないか。

○第8条～第13条

(ワーキング部会)

特段の意見無し

○第14条について

(ワーキング部会)

- ・資料2において、以前の条文の“流動的”を“相互の連携が図れた”と条文変更を検討委員会に挙げるようにしておいたが、前後の文章を考えたら“相互の連携が図れる”の方がよくないか。  
(事務局) 指摘のとおりであり、修正し、検討委員会に挙げることにする。

【検討委員会に具申するワーキング部会としての意見の協議】

○資料1、P15「第4回ワーキング部会における意見」より

☆「努めなければならない」という表現が多いことについて（全体的）

- ・全体的な意見であり、条例案たたき台中の「努めなければならない」と表現している箇所等を抽出し、次回のワーキング部会において検討する。

☆財政状況の項目が少ないことについて（16条「健全な財政運営」）

- ・第16条については、次回の検討委員会で検討される予定であり、ワーキング部会においても、その検討委員会の意見を踏まえ、次回のワーキング部会で検討する。

○資料1、P15「ワーキング部会委員からの意見(ワーキング部会終了後)」

☆前文の中に“雨森芳洲”や“陶山訥庵”と記載されていることについて（前文）

- ・確かに対馬の先人はこの2人だけではないが、代表してということで、雨森芳洲の前に「中でも」とつけるのはどうか。

※検討委員会の中でもこの意見は出ており、中村委員が言った内容でワーキング部会の意見として検討委員会に挙げていく。

○資料1、P15「第4回ワーキング部会における意見」より

☆納税の義務について（第7条「市民の責務と役割」）

- ・条文の中には権利が4つ、責務は2つしか記載されていない。  
バランスがよくないので、入れた方がよいのではないか。
- ・入れた方がよいと思う。
- ・納税とは自主財源のことを言っているのなら入れなくてもよいと思う。

事務局：大和市は納税等の義務を行政サービスに伴うための負担」という表現を使っている。

- ・もう少しソフトな表現はないか。
- ・「納税」という言葉ではなく「公課金」等がよいのではないか。

※「納税」に特化するのではなく、その他の部分も見えるような条文に事務局で修正し、検討委員会にワーキング部会の意見として挙げる。

5. ワーキング部会の検討事項について

① 条例名募集方法について

事務局の説明。

委員からの意見は特段なし。

② 地域との意見交換会について

事務局の説明

- ・もし地区の方から、説明に来てくれと言われた場合はどうするのか。

事務局：一般の委員さんは難しいと思われるので、行政側委員の平山部長か私（松原）

が出向き、極力、説明に行く方向で進めたい。

## 6. その他

ワーキング部会次回開催日程の報告

平成23年5月30日(月)14:00～ 場所：未定

## 7. 閉 会

### ○ワーキング部会における決定、検討事項等

1. 「青少年」の定義の確認、調査。→長崎県少年保護育成条例など
2. 条文における「努めなければならない」の検証。→該当条文の抽出
3. 第7条（市民の責務と役割）における「納税等の義務」などの責務条文の検討。
4. 前文の修正案は検討委員会にワーキング部会の意見として挙げる。